

朝鮮学校への補助金全額停止を求める意見書

茨城県は、2013年度当初予算案に茨城県朝鮮初中高級学校に減額ながら補助金を計上した。これは、国際社会が制裁を協議する中、反する行為と考える。

北朝鮮は日本人を拉致し、いまだ帰国させていない。この拉致問題が解決を見ないまま、本年2月12日国連決議や日朝平壤宣言を無視し、3回目の核実験を行った。また、昨年12月12日と本年1月22日には、事実上の弾道ミサイルを発射した。政府は、国連安保理決議による「重要な行動をとる」との決意表明を踏まえ、新たな制裁を含め断固かつ実効性のある制裁措置を実施すると言っている。

橋本昌知事は「予算執行には他県の状況を見て判断したいが、義務教育課程にも留意した」と述べているが、朝鮮学校は「学校教育法」の第1条で定められた学校ではなく、規制の少ない各種学校扱いであり、政府や地方自治体が財政支援する必要がない学校なのである。また、学外の政治団体である朝鮮総連の管理・指導下におかれ、教職員の中に朝鮮総連の組織のほかに朝鮮労働党の学習班が組織され、事実上学校を支配している。

以上のことを踏まえ、このまま予算が通るようなことがあれば血税を納める県民、国民に理解が得られず、非難を浴びることになる。日朝間にあるすべての問題が解決するまで、朝鮮学校への補助金を全額停止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月18日

常 総 市 議 会

茨城県知事 橋 本 昌 殿